

岡崎市監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、農業委員会会長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和6年4月25日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	三宅健司
同	鈴木静男

措置の通知書 (農業委員会事務局)

令和4年10月31日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第11号関係分

令和5年4月28日まで

監査結果	措置状況
<p>農地基本台帳複写料収入の現金出納事務について、当該会計年度3月分収入の一部を翌年度歳入として処理しており、歳入の所属年度を誤っていたため、予算決算及び会計規則等に準拠した適正な処理をされたい。</p>	<p>適正な歳入の所属年度で納入を行うよう、月末・月初及び年度末・年度初めの処理の留意事項を現金取扱いマニュアルに明記し、事務局内で研修を行うことにより周知徹底して事務処理体制を整えた。</p>